

GIGA第2期の各種規程類の相関関係

文科省

調達等ガイドライン

- 以下の諸文章に基づき、端末の整備・更新について、地方公共団体が補助を受けるために検討しなければならない事項や共同調達等に関する手続きを概括的に解説
- GIGA第1期の知見を踏まえた留意事項や推奨事項を示す

交付要綱

(公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱)

- 国から都道府県に基金造成のための補助金を交付する手続を規定

運営要領

(GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領)

- 都道府県による基金の管理運営について規定
- 都道府県に対し、共同調達会議の設置を義務付け
- 補助対象となる整備事業の内容は別添に定めるとおりとする

別添 (公立学校情報機器等整備事業)

- 補助対象事業の詳細について規定
- 都道府県及び市区町村に対し、以下を義務付け
 - 共同調達会議への参加
 - 共同調達による端末の調達
 - 最低スペック基準を満たすこと
 - 教員数分の指導者用端末の整備
 - 児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能の整備
 - 各種計画の策定・公表

最低スペック基準

- 調達する端末の最低スペック基準を定める

計画策定要領

- 管理運営要領別添により策定すべきこととされている各種計画の策定要領
 - ① 端末整備・更新計画
 - ② ネットワーク整備計画
 - ③ 校務DX計画
 - ④ 1人1台端末の利活用に係る計画

都道府県

更新予定年度に関わらず
R6年度に作成

主に予算執行に関する計画

(令和6年度～令和10年度までの端末更新・整備予定台数等を内容とする)

基金管理事業計画

(都道府県内の義務教育段階の学校における端末更新・整備予定の総表)

整備事業計画

(義務教育段階の都道府県立学校分)

整備事業計画

(義務教育段階の市区町村立学校分)

更新予定年度に関わらず
R6年度に作成

端末の調達・利活用・環境整備に関する計画

義務教育段階の
都道府県立学校を設置する
都道府県も各種計画を策定

① 端末整備・更新計画

② ネットワーク整備計画

③ 校務DX計画

④ 1人1台端末の利活用に係る計画

R6年度内